

## 第3回延岡市農業委員会会議録

(令和2年9月28日)

1. 開催日時 令和2年9月28日(月)午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 19名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文	5	緒方武彦	6	林早苗
7	松田純二	8	大戸孝一	9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畑志良一	17	片伯部芳徳	18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 0名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 19名

出席推進委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2		3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	遠田祐星	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8		9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	
13	高橋利喜哉	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	
19	小野厚文	20	矢野政治	21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

## 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 13 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について  
 議案第 14 号 農地法第3条 賃借権の設定について  
 議案第 15 号 農地法第3条 所有権の移転について  
 議案第 16 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)  
 議案第 17 号 農地法第4条の許可申請について  
 議案第 18 号 農地法第5条の許可申請について  
 議案第 19 号 非農地証明願いについて

- 報告第 9 号 農地法第4条の届出について  
 報告第 10 号 農地法第5条の届出について  
 報告第 11 号 農地法第18条第6項の通知について  
 報告第 12 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議第 4 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

## 7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠 生 修	局長補佐兼 農地係長	甲 斐 啓 二	農政係長	竹 内 祐 子
主任主事	永 友 孝 生	主 事	永 倉 由 貴	嘱託職員	中 田 慎 弓
総合農政課 主任主事	鈴 木 豊 光	北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	工 藤 博 一
北川産業建設課 副主幹兼 農林係長	赤 木 利 克				

## 8. 会議の概要

議 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>(議長あいさつ省略)</p> <p>それでは、ただ今から第3回 延岡市定例農業委員会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。本日は委員総数 19 名中 19 名の出席でございます。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。</p>
議 長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号 4 番、牧野博文委員と委員番号 17 番、片伯部芳徳委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 13 号 農地法第 3 条使用貸借権の設定についてから議案第 19 号 非農地証明願いについてまで、議案 7 件、報告案件 4 件、協議案件 1 件となっています。議案書の確認をお願い致します。それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第 13 号 農地法第 3 条使用貸借権の設定について提案致します。それでは、整理番号 1 番から 6 番について、委員番号 15 番、菊池光雄委員より説明をお願い致します。</p>
菊池委員	<p>委員番号 15 番の菊池です。整理番号 1 番から 4 番については、借人が同一人物のため、併せてご説明致します。</p> <p>まず整理番号 1 番について、所在は北方町曾木で畑 1 筆の 1,999 m<sup>2</sup>です。貸人は宮崎市の方で契約期間は 10 年間です。</p> <p>整理番号 2 番については、所在は北方町曾木で畑 1 筆の 564 m<sup>2</sup>です。貸人は北方町曾木の方で契約期間は 10 年間です。</p> <p>整理番号 3 番については、所在は北方町曾木で畑 1 筆の 611 m<sup>2</sup>です。貸人は北方町曾木の方で契約期間は 5 年間です。</p> <p>整理番号 4 番については、所在は北方町曾木で畑 1 筆の 326 m<sup>2</sup>です。貸人は北方町曾木の方で契約期間は 5 年間です。</p> <p>借人は北方町曾木の方で経営状況は 10,673 m<sup>2</sup>です。労力人は 3 人で、申請理由は経営規模拡大となっています。</p> <p>9 月 22 日に現地調査を行いました。借人は農業に対する意欲経験等十分であり、地域との調和要件についても何も問題ありませんでした。</p> <p>引き続き整理番号 5 番、6 番についてご説明致します。</p> <p>整理番号 5 番については、所在は北方町曾木で畑 2 筆の 1,138 m<sup>2</sup>です。貸人は北方町曾木の方で契約期間は 5 年間です。</p> <p>整理番号 6 番については、所在は北方町曾木で畑 1 筆の 273 m<sup>2</sup>です。貸人は野地町の方で契約期間は 5 年間です。</p> <p>整理番号 5 番、6 番の借人は同一の方で北方町曾木の方です。経営状況は 19,904 m<sup>2</sup>で、労力人は 3 人。申請理由は経営規模拡大となっています。こちらにつきましても、9 月 22 日に現地調査を行いまして、地域との調和要件につきましても何も問題ありませんでした。</p> <p>以上、6 件につきまして皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号 7 番から 12 番について、委員番号 16 番、花畑志良一委員より説明をお願い致します。</p>

花畑委員	<p>委員番号 16 番の花畑です。まず、整理番号7番についてご説明致します。農地の所在は北方町上崎で、畑と田合わせて 26 筆の合計 21,884 m<sup>2</sup>です。貸人、借人共に北方町上崎の方で、申請理由は農業後継者への経営移譲となっています。</p> <p>続きまして整理番号8番から 11 番です。この4件の借人は同一人物で、北方町角田の方です。借人の経営状況は 2,837 m<sup>2</sup>で、労力人は2人。いずれも 10 年間の使用貸借権の設定という事で申請されています。</p> <p>整理番号8番については、所在は北方町川水流で、畑1筆の 396 m<sup>2</sup>です。貸人は北方町川水流の方です。</p> <p>整理番号9番については、所在は北方町川水流で、畑1筆の 398 m<sup>2</sup>です。貸人は北方町川水流の方です。</p> <p>整理番号10番については、所在は北方町川水流で、畑1筆の 376 m<sup>2</sup>です。貸人は北方町南久保山の方です。</p> <p>整理番号11番については、所在は北方町蔵田で、畑2筆の合計 1,552 m<sup>2</sup>です。貸人は北方町蔵田の方となっています。</p> <p>最後に、整理番号12番についてです。所在は北方町蔵田で畑1筆の 1,520 m<sup>2</sup>です。貸人は北方町蔵田の方で、借人は北方町蔵田の法人です。借人の経営状況は 16,145 m<sup>2</sup>で、労力人は3人。申請理由は経営規模拡大で、10 年間の使用貸借権の設定となっています。</p> <p>これらの5件については木村推進委員と9月 18日と 20 日に現地調査を行いました。借人からも話を伺い地域との調和要件など、何も問題無いと判断しました。</p> <p>皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の1ページから 12 ページをご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。</p> <p>また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、議案第 14 号 農地法第3条貸借権の設定について提案致します。整理番号1番から4番について、委員番号8番、大戸孝一委員より説明をお願い致します。</p>
大戸委員	委員番号8番の大戸です。整理番号1番から4番についてご説明致します。

	<p>整理番号1番について、所在は北浦町古江で田1筆の506㎡です。貸人は北浦町古江の方です。</p> <p>整理番号2番について、所在は北浦町古江で田1筆の907㎡です。貸人は北浦町古江の方です。</p> <p>整理番号3番について、所在は北浦町古江で畑1筆の460㎡です。貸人は北浦町古江の方です。</p> <p>整理番号4番について、所在は北浦町古江で田2筆、畑1筆の合計2,769㎡です。貸人は三重県の方ですが、もともと北浦町にお住まいの方でした。</p> <p>整理番号1番から4番について、借人は同一人物で経営状況は8,134㎡で労力人は5人。申請理由は経営規模拡大との事です。</p> <p>9月25日に、借人、松原推進委員、私で現地調査を行いました。借人は農業に対する技術、意欲共に十分であり、地域の中核となる農業者です。地域との調和要件についても何も問題ありませんでしたので、皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号5番から7番について、委員番号12番、星川千鶴代委員より説明をお願い致します。</p>
星川委員	<p>委員番号12番の星川です。整理番号5番から順にご説明致します。農地の所在は、北浦町三川内で畑2筆の1,116㎡です。貸人は古川町在住の方で、借人は北浦町三川内在住の方です。借人の経営状況は7,500㎡で、労力人は2人。貸人と借人は従兄弟の関係にあり、シキミ畑として5年間の賃借契約を結ぶことになった様です。</p> <p>次に整理番号6番についてです。農地の所在は北浦町三川内で、畑2筆の692㎡です。貸人、借人共に北浦町三川内在住の方で、契約期間が終了したため、再設定を行うことになったようです。借人は整理番号5番と同じ方で、こちらも5年間の賃借権の設定となっております。</p> <p>こちら2件につきましては、9月19日に私、小野推進委員、借人で現地調査を行いました。借人は、これまでもシキミの栽培を行っており、農業に対する意欲、経験等十分で特に問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願い致します。</p> <p>引き続き、整理番号7番についてです。農地の所在は北浦町三川内で畑1筆の1,128㎡です。貸人は野田町在住の方で、借人は北浦町三川内在住の方です。借人の経営状況は4,531㎡で、労力人は3人。5年間の賃借権の設定という事で今回申請となっております。</p> <p>貸人は高齢のため農業に従事する事が困難であり、実家が隣にある借人に申請地を耕作して頂く事となったようです。</p> <p>こちらにつきましても9月19日に、小野推進委員、私、借人で現地調査を行いました。借人は高齢ではありますが、これまでもシキミの栽培を行っており、農業に対する意欲、経験等十分であり、特に問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号8番から9番について、委員番号15番、菊池光雄委員より説明をお願い致します。</p>
菊池委員	<p>委員番号15番の菊池です。整理番号8番についてご説明致します。農地の所在は、北方町曾木で、畑2筆の1,554㎡です。貸人、借人共に北方町曾木の方で、借人の経営状況は19,904㎡。労力人は3人で申請理由は経営規模拡大となっております。借人は農業に対する意欲、経験等十分であり、特に問題無いと判断したところです。</p> <p>次に、整理番号9番についてです。農地の所在は、北方町曾木で、畑1筆の1,558㎡です。貸人は野地町の方で、借人は北方町曾木の方です。借人の経営状況は10,673</p>

<p>議 長</p> <p>花畑委員</p>	<p>m<sup>2</sup>で労力人は3人。申請理由は経営規模拡大との事です。借人は農業に対する意欲、経験等十分であり、特に問題無いと判断したところです。</p> <p>整理番号8番と9番について、9月22日に借人と共に現況確認を行いまして、地域との調和要件についても問題無いと判断したところです。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に、整理番号10番から13番について、委員番号16番、花畑志良一委員より説明をお願い致します。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>委員番号16番の花畑です。整理番号10番から13番についてご説明致します。</p> <p>借人が同一人物であるため、まず整理番号10番、11番についてです。整理番号10番は、農地の所在が北方町上崎で、畑5筆の合計4,551m<sup>2</sup>です。貸人は埼玉県の方です。整理番号11番は、農地の所在が北方町上崎で、畑1筆の1,215m<sup>2</sup>です。貸人は北方町上崎の方です。借人は北方町上崎の方で、経営状況は29,996m<sup>2</sup>で労力人は3人となっています。</p> <p>9月20日、木村推進委員と現地調査を行い、地域との調和要件については問題無いと判断しました。</p> <p>続きまして、整理番号12番と13番についてです。整理番号12番は、農地の所在が北方町川水流で、畑1筆の780m<sup>2</sup>です。整理番号13番は、農地の所在が北方町川水流で、畑1筆の743m<sup>2</sup>です。</p> <p>貸人は共に北方町川水流の方で、借人は北方町蔵田の方で、自然薯を栽培しています。借人の経営状況は9,825m<sup>2</sup>で、労力人は2名。申請理由は経営規模拡大です。</p> <p>こちらの2件につきましても、9月20日に木村推進委員と現地調査を行っており、地域との調和要件については、問題無いと判断しております。</p> <p>以上4件につきまして、皆様のご審議をお願い致します。</p> <p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の13ページから25ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。</p> <p>また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p> <p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p> <p>(挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、議案第15号 農地法第3条所有権の移転について提案致します。整</p>

	<p>理番号1番につきまして、委員番号2番、井本みつよ委員より説明をお願い致します。</p>
井本委員	<p>委員番号2番の井本です。整理番号1番についてご説明致します。農地の所在は北川町川内名で、田2筆、畑1筆の合計1,133㎡です。譲渡人は北川町川内名の方で、譲受人は大門町の方です。譲受人の経営状況は3,142㎡で、労力人は4人。申請理由は経営規模拡大となっています。</p>
議 長	<p>9月23日に、私、矢野推進委員、譲受人の父親で現地調査を行いました。地域との調和要件も満たしており、何ら問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号2番について、委員番号16番、花畑志良一委員より説明をお願い致します。</p>
花畑委員	<p>委員番号16番の花畑です。整理番号2番についてご説明致します。農地の所在は北方町上崎で、畑2筆の1,065㎡です。譲渡人、譲受人共に北方町上崎の方で、双方は親子関係にあります。申請理由は農業後継者への経営移譲となっています。</p>
議 長	<p>9月20日、木村推進委員と現地調査を行い、何ら問題無いと判断しております。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の26ページから27ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。</p> <p>また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p>
議 長	<p>続きまして議案第16号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第16号 農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。議案書は12ページとなります。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。</p> <p>契約内容につきましては、5年間の賃借権となっています。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願い致します。</p>

議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、議案第 17 号 農地法第 4 条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは、整理番号 1 番について、委員番号 3 番、松田宗史委員より説明をお願いします。</p>
松田委員	<p>委員番号 3 番の松田です。整理番号 1 番についてご説明致します。所在は岡元町で畑 1 筆、田 1 筆の合計 101 m<sup>2</sup>です。申請人は古川町の方で、申請理由は庭となっています。</p> <p>17 ページの位置図を見て頂きたいのですが、この地域は河川が氾濫すると浸水するため、嵩上げた地域となっています。宅地嵩上げを施工した際に、農地も埋め上げてしまったようです。今回、農地のまま残っていることが判明したため、転用の申請を行うことになりました。</p> <p>9 月 24 日に酒井推進委員、県の担当者、事務局、申請人と共に現地調査を行いました。追認申請という事ですが、始末書も提出されており、特に問題無いと判断したところです。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	次に、整理番号 2 番について、委員番号 8 番、大戸孝一委員より説明をお願い致します。
大戸委員	<p>委員番号 8 番の大戸です。整理番号 2 番についてご説明致します。所在は北浦町古江で、田 2 筆の合計 311 m<sup>2</sup>です。申請人は北浦町古江の農業者で、申請理由は農業用施設となっています。</p> <p>9 月 24 日に、県担当者、事務局、申請人、私で現地調査を行いました。隣接地の地権者との話ができており、特に問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	次に、整理番号 3 番について、委員番号 19 番、佐藤純子委員より説明をお願い致します。
佐藤委員	<p>委員番号 19 番の佐藤です。整理番号 3 番についてご説明致します。所在は小峯町で畑 2 筆の合計 349 m<sup>2</sup>です。申請人は西都市の方で、申請理由は、一般住宅・物置となっています。</p> <p>9 月 24 日に、私、黒田 (啓) 推進委員、県担当者、事務局、代理人で調査を行いました。現地は、昭和 38 年には住宅が建っていた様で、現在、住宅は解体されておりましたが、追認という事で始末書も提出されております。特に問題無いと判断しま</p>

議 長	<p>したので、皆様のご審議をお願い致します。</p> <p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。農地区分につきましてご説明致します。整理番号1番及び3番につきまして第2種農地となっています。第2種農地の転用につきましては、付近に第3種農地が無い場合など、原則許可となるため立地基準に問題無いと判断致しました。</p> <p>また、道路法や建築基準法に基づく協議が行われ支障なしとの判断がなされ、この2件とも既に住宅や住宅の庭に転用されており、追認申請による始末書も提出されており許可相当と判断致しました。</p> <p>次に整理番号2番につきましては、農振農用地（青地）となっています。農振農用地の転用につきましては、農業振興地域整備計画の変更承認が必要であります。申請地につきましては、令和2年7月に農業用施設用地として変更が承認されており、立地基準に問題無いと判断致しました。</p> <p>また、道路法や建築基準法に基づく協議が行われ、支障なしとの判断がなされており、申請地の周辺には申請人の牛舎などの農業用施設や小規模な農地がありますが、営農上、周辺農地への影響は無く転用の実行性や計画内容につきましても妥当であり許可相当と判断致しました。以上で説明を終わります。ご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第18号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。</p> <p>整理番号1番及び2番について、委員番号3番、松田宗史委員より説明をお願いします。</p>
松田委員	<p>委員番号3番の松田です。整理番号1番についてご説明致します。所在は行藤町で、畑1筆の198㎡です。譲渡人、譲受人共に行藤町の方で、申請理由は通路・駐車場となっています。</p> <p>9月24日に、松田推進委員、県担当者、事務局と共に現地調査を行いました。住宅への入り口が狭いため、その拡幅と、駐車場として使用するため今回の申請となった様です。特に問題無いと判断しました。</p> <p>引き続き整理番号2番についてご説明致します。所在は、平田町で田2筆の合計431㎡です。譲渡人は桜園町の方で、譲受人は平田町の介護事業者です。申請理由は駐車場となっています。</p> <p>こちらにつきましても、9月24日に現地調査を実施しました。申請地の西側が田となっておりますが、農地への進入路を残した状態で、今回転用することとなっております。また、その他周囲も調査しましたが特に問題は無いと判断したところです。</p> <p>以上2件につきまして、ご審議をお願い致します</p>
議 長	<p>次に、整理番号3番について、委員番号5番、緒方武彦委員より説明をお願い致します。</p>
緒方委員	<p>委員番号5番の緒方です。整理番号3番についてご説明します。所在は、北方町藤</p>

	<p>の木で、畑2筆の233㎡です。譲渡人は門川町の方で、譲受人は北方町藤の木の方です。</p> <p>9月24日に、事務局、県担当者、甲斐（詳）推進委員、譲受人、私で現地調査を行いました。20ページに位置図がございますが、県道から見て敷地奥に駐車場があり、駐車場、乗入口共に狭いため、今回、農地を取得し転用する事になった様です。周辺農地への影響も無いと思われしますので、皆様のご審議をお願い致します。</p>
議長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	<p>はい。農地区分につきましてご説明致します。整理番号1番から3番につきまして第2種農地となっています。第2種農地の転用につきましては、付近に第3種農地が無い場合など、原則許可となるため立地基準に問題無いと判断致しました。</p> <p>また、道路法や建築基準法に基づく協議が行われ支障無しとの判断がなされ、営農上、周辺農地への影響は無いと判断し、転用の実行性及び資力、転用の計画内容につきましても妥当であり許可相当と判断致しました。以上、ご審議をお願い致します。</p>
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし。
議長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第19号 非農地証明願いについて提案致します。整理番号1番について、委員番号14番、松下康廣委員より説明をお願いします。</p>
松下委員	<p>委員番号14番の松下です。整理番号1番についてご説明致します。所在は浦城町で畑1筆の287㎡です。未相続農地であり、申請人は浦城町の方外6名で、10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難なため、今回の申請となったようです。</p> <p>9月18日に貫委員、甲斐（幸）推進委員と共に現地調査を行いました。23ページに位置図がございますが、申請地は浦尻湾から南にあり、本日配布された写真のとおり山林となっていました。鳥獣による被害が多かったため、50年以上耕作されていない土地との事でした。非農地として取り扱って問題無いと判断したところです。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号2番について、委員番号7番、松田純二委員より説明をお願いします。
松田委員	<p>委員番号7番の松田です。整理番号2番についてご説明致します。所在は祝子町で、畑1筆の505㎡です。申請人は大分市の方で、10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難なため、今回の申請となった様です。</p> <p>9月16日に私、遠田推進委員、原田委員で現地調査を行いました。申請地は数年前まで申請人の母が居住していた住宅の山側にあり、その時には既に耕作放棄され10年以上が経過していたとのことでした。雑木等が生い茂っており、農地として利用することは出来ないと判断しました。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号3番について、山田博敏農地利用最適化推進委員より説明をお願いします。

山田 推進委員	<p>推進委員の山田です。整理番号3番についてご説明致します。所在は桜小路で畑1筆の230㎡です。申請者は福岡市の方で、農地法施行以前から農地以外であったとのことで今回申請となりました。</p> <p>9月24日に私、甲斐（壽）委員、佐藤委員で現地調査を行いました。申請地は、以前は建物があったようですが、本日配布されております写真の通り、現況は更地となっていました。周囲は住宅地で、隣接する農地も無く、非農地として取り扱って問題無いと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員からの説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局	<p>それでは、事務局より報告事項についてご説明致します。はじめに報告第9号 農地法第4条の届出についてご説明致します。この報告は自己所有農地の転用となっています。議案書は26ページに記載されています。</p> <p>全部で3件の届出があり、田が2筆の1,466㎡、畑が1筆の126㎡、合計3筆の1,592㎡の転用となっております。</p> <p>次に報告第10号 農地法第5条の届出についてご説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用です。議案書の28ページから29ページに記載されています。全部で6件の届出があり、田が6筆の1,325㎡、畑が3筆の170㎡、合計9筆の1,495㎡の転用となっております。</p> <p>次に、報告第11号 農地法第18条第6項の通知についてご説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書の31ページから32ページに記載されています。4件の届出があり、田が6筆の3,381㎡の合意解約となっております。</p> <p>最後に、報告第12号 農地法第3条の3第1項の届出についてご説明致します。この報告は相続により農地の権利を取得した届出です。議案書の34ページから38ページに記載されています。</p> <p>全部で9件の届出があり、田が47筆の18,704.91㎡、畑が32筆の10,462㎡、合計79筆の29,166.91㎡となっています。この届出の内容につきましては議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p>

委員	<p>ございませんか。</p> <p>ありません。</p>
議長	<p>無いようですので、それでは次に、協議第4号 農用地利用配分計画（案）について総合農政課より説明をお願いします。</p>
総合農政課	<p>はい。協議第4号 農用地利用配分計画（案）についてご説明致します。議案書は40ページとなります。こちらの利用配分計画（案）は、先程、議案第16号でご審議頂いた集積計画に対する配分計画となっています。</p> <p>1名の所有者から2筆の農地、計1,056㎡を、鹿小路の受け手1名へ配分する計画となっています。賃借料、期間等、双方合意の上での申請となっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>無い様ですので、以上を持ちまして第3回 定例農業委員会のすべてを終了致します。</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長            甲 斐 壽 徳

4 番            牧 野 博 文

17 番           片伯部 芳 徳